

「一般用医薬品のインターネット販売及びテレビ電話等を活用した医薬品販売」  
に対する意見

平成 22 年 12 月 20 日  
全国消費者団体連絡会  
事務局長 阿南 久

昨年施行された改正薬事法では、一般用医薬品のインターネット販売は 3 類医薬品に限定されました。また完全施行に向けて、昨年より 2 年間の経過措置がとられ、「薬局等がない離島の居住者」と、「5 月までに特定の薬を継続して利用していた人」は 2 年間に限り、引き続き利用できることになりました。

私たちは、“対面販売”を原則とした改正薬事法を支持し、一般用医薬品使用における消費者の安全を確保する立場から、インターネット販売については 3 類のみとすることに賛成しています。

来年の経過措置の終了後は改正薬事法が全面施行になりますが、今検討すべきことは、この経過措置期間中に関連する事業者が実際に行った努力と効果、薬事法完全施行に向けた対策、そして消費者の購買動向を検証することではないかと考えます。

また、今後 1・2 類薬のインターネット販売の可能性を検討する際には、薬事法を所管する厚生労働省に検討会議を設けるなどして、十分な審議が行われる必要があります。

以下、項目について意見を述べます。

**(1) (2) 一般用医薬品のインターネット販売及びテレビ電話等を活用した医薬品の規制緩和への賛否とその理由**

一般用医薬品の販売については、他の商品と同列にして、規制緩和の対象と考えるべきではありません。薬事法改正の趣旨は、消費者が一般用医薬品を十分な理解と納得の上で安全に利用するための体制整備をはかることです。この趣旨に則り、インターネット販売は 3 類のみとすべきです。

**(3) 一般用医薬品のインターネット販売及びテレビ電話等を活用した医薬品販売を行った場合でも、安全が確保される仕組みがないか。また、もしあるとすればその具体的なアイデア**

1 類・2 類の一般用医薬品については、販売者・購入者ともに十分な注意が必要です。インターネット販売においては、仕入れ先管理や製品管理、また消費者からの相談受付体制などが十分でない事業者も参入でき、安全上問題があります。さらに購入者の特定や健康状態についての把握が十分にできるかどうかなど、安全上の問題点についての抽出もまだ十分ではなく、具体的な仕組みやアイデアを出す段階にはいたっていないと思います。

以上